

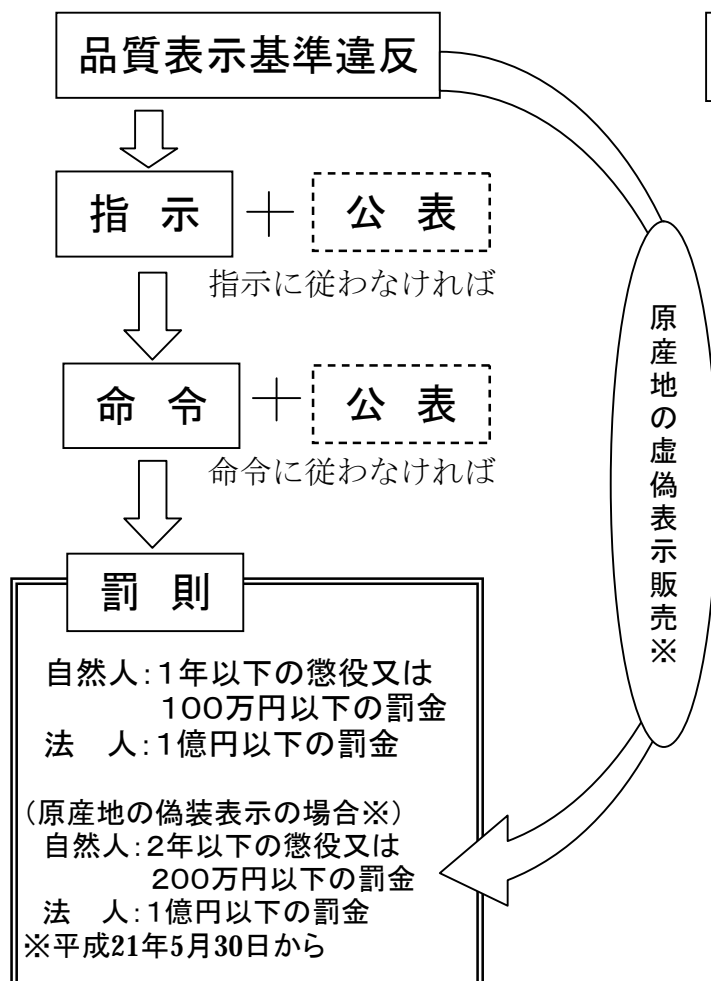
食品表示に関する主な法律について

1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）は、農林物資の品質の改善などをはかるとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることにより、一般消費者の適切な商品選択に資することを目的としています。

法律に基づき、食品の種類ごとに表示について守るべき基準が定められており、違反した場合、罰則が適用される場合もあります。

また、表示に関する基準のほか、JASマークについてもこの法律により定められています。



JASマークのあれこれ

◇加工食品のJASマーク



◇特定JASマーク



◇有機JASマーク



◇生産情報公表JASマーク

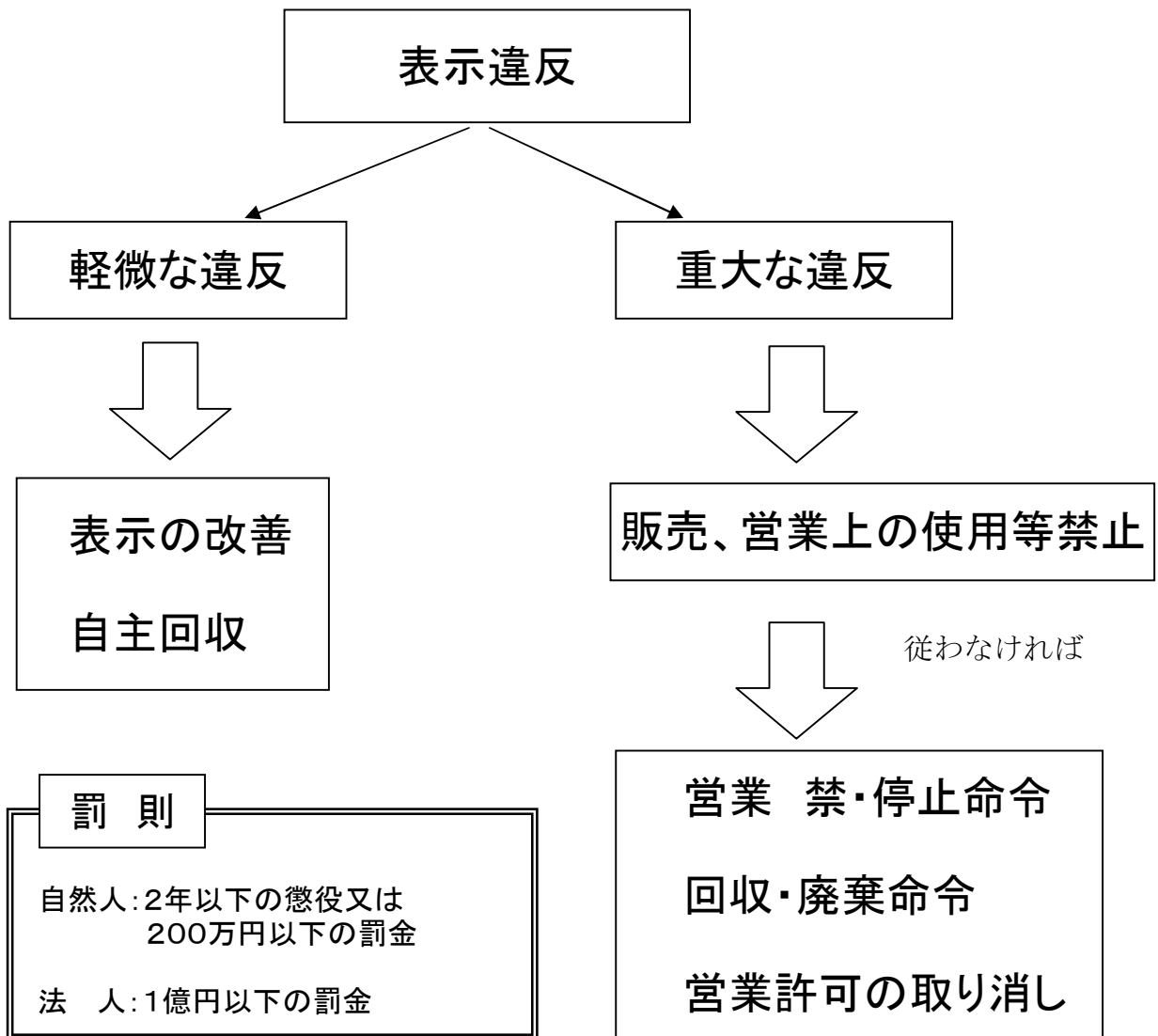


2 食品衛生法

食品衛生法は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

法律に基づき、食品及び添加物についての表示の基準が定められており、違反した場合は、罰則が適用される場合もあります。

また、不良な食品の消費による食中毒の発生などの事故を防止する観点から、飲食店や食品製造業者の許可制度もこの法律により定められています。



3 不当景品類及び不当表示防止法

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)は、不当な表示による顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

法律に基づき、不当表示の禁止の類型が定められており、違反した場合は、罰則が適用される場合もあります。

また、不当表示に関する規定のほか、公正競争規約についても、この法律により定められています。

